

最高裁秘書第3627号

平成30年9月6日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

平成30年8月6日付け（同月7日受付，最高裁秘書第3266号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等  
平成29年度（第71期）司法修習生考試の答案作成等について（片面で1枚）
- 2 開示の実施方法  
写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

平成30年8月1日

第71期司法修習生 各位

司法修習生考試委員会幹事

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 眞 哉

平成29年度（第71期）司法修習生考試の答案作成等につ  
いて

司法修習生考試（以下「考試」という。）の考試時間は、考試実施要領により、各科目6時間30分と定められているところ、同要領の改定により、今年度実施する考試から、同時間のうち、6時間25分を答案起案時間とし、最後の5分を答案綴り込み時間とすることとされましたのでお知らせします。

答案起案は、答案起案時間中のみ可能であり、答案綴り込み時間中は認められません。答案綴り込み時間中に筆記用具を用いて答案への書き込みをした場合は不正行為と扱われます。

なお、答案については、試験監督者による考試時間終了（答案綴り込み時間終了）宣言時に、答案用紙等の一番上に答案表紙を重ねた上、綴りひもで散逸しないよう結ぶことまで完了しているもののみを有効なものとして回収する取扱いは従前のとおりです。

また、応試に当たっては、9月以降に配布する「平成29年度（第71期）司法修習生考試応試心得」の内容をよく確認し、考試当日は試験監督者の指示に従ってください。